

関係都道府県知事意見について

I. 人口最少県

【対象】鳥取県

県	知事意見
鳥取県	① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について
	② 区割りの改定案の作成について 照会に係る区割り改定案の作成方針は、このたびの衆議院選挙制度改革関連法の趣旨に基づき作成されており、今回の方針について意見はない。なお、このたびの衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の改正に基づく考え方について本県は賛成だが、改定案の作成に当たって、較差が2倍以上となるような人口の過大な選挙区の区割りの見直しについて十分考慮していただきたい。
	③ その他 なし

II. 定数減少県

【対象】青森県、岩手県、三重県、奈良県、熊本県、鹿児島県

県	知事意見
青森県	① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について
	② 区割りの改定案の作成について 照会に係る作成方針は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）第3条の規定の趣旨に沿ったものであり、受け止めざるを得ないものと考えている。 区割りの改定案の作成に当たっては、本県各選挙区の人口の均衡を基本としつつ、今後、短期間で区割りの見直しが行われることとならないようにしていただきたい。 また、市町村合併によって二つの選挙区に分割されている青森市の区域を一つの選挙区に統合していただきたい。 これらを踏まえ、市町村からの意見や行政区画、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮した上で、具体の区割りの改定案を慎重に作成していただきたい。
	③ その他 今後、選挙制度の検討を行うに当たっては、地方の声が国政により反映されるような制度となるよう、引き続き議論をお願いしたい。
岩手県	① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について 改定対象選挙区、当該選挙区の区割り基準及び改定案作成の作業手順に対し、特に意見はない。 なお、関係自治体等から、広域行政圏、生活圏及び経済圏等を考慮すべきとの意見があったことを申し添える。
	② 区割りの改定案の作成について 御例示のとおり地域の一体性や地勢、交通その他の自然的社会的条件に配慮し、現行の選挙区の区域が大きく変更されないことが望ましい。 なお、上記と同様の意見に加え、関係自治体等から地域の実情を適切に反映する選挙を実施するため市及び郡の分割解消を求めるものや具体的な区割りの改定案の意見があったことを申し添える。
	③ その他 特に意見はない。 なお、関係自治体等から、県民に対する十分な説明と周知を求める意見があったことを申し添える。

<p>三重県</p>	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について 人口の均衡を図るのはもちろんのこと、前回区割改定以降に生じた社会情勢の変化（市町村合併の進展、高速道路等の整備に伴う交通面での新たなつながり、広域連携の推進等）を十分に踏まえ、現在の地域の実情からみて最適な区割りとなるような作成方針としていただきたい。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について 県内全29市町に対して意見照会を実施した。県としては、市町の意見を尊重する立場から、多くの市町から示された意見を踏まえ、下記のとおり意見を述べる。</p> <p>○現4区のうち多気郡と現5区を合わせて新4区とする区割案が、8つの市町から示された。これは当該新4区が設置された場合の構成市町の過半数に達することから、十分に配慮の上、具体的な区割案において検討していただくよう求める。当該意見の理由として、i) 現4区（津市の一部を除く。）と現5区を合併して松阪市をも合わせた広大な区域を1つの選挙区にすることは、面積のみならず、中選挙区時代より多くの行政区域を含む広大な選挙区となり、国政において防災や少子高齢化対策などの大きな地域課題に十分に対応するためには適当でないこと、ii) 神宮を核とした歴史的なつながりや宮川流域市町としてこれまで広域的に連携を図ってきた経緯等があること、などが示されている。</p> <p>○4つの市から市域の分割解消や回避について意見が示された。これらの意見についても配慮を希望する。また、郡の区域の分割や新たな分割の回避、鈴鹿市・亀山市や伊賀市・名張市のそれぞれの分断回避についても、いずれも1つの市から意見が示された。</p> <p>○なお、下記のとおり、それぞれ1つの市町から意見が示されたことを申し添える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現4区の津市を現1区に編入し、現4区のその他市町を現5区と統合する。その場合、当該新4区は、一時的に合計人数が突出するが将来的な人口減少を勘案すれば平均的なものになる。 ・北勢地域の人口増加や南勢地域の人口減少の傾向に鑑み、現1・4・5区において区割り見直しが行われるべき。 <p>③ その他 ○その他、今回の区割改定について、下記のとおり、それぞれ1つの市町から意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の人口動向を見据えるとともに、生活・文化圏（定住自立圏）と選挙区の整合を考慮してほしい。 ・改定内容の最終決定前の段階で新しい区割案を示していただき、それに対する関係自治体からの意見聴取の機会を設けていただきたい。 ・作成方針を有権者である住民に対し、分かりやすい表現で示していただきたい。 ・衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律附則第5条の規定中、「望ましい選挙制度の在り方について不断の見直しが行われるようにする」を遵守し、「地方切り捨てにならない選挙制度」の実現に向けて取り組んでいただきたい。
<p>奈良県</p>	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について お示しの作成方針について、特に意見はありません。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について 本県の区割り改定案の作成に関しては、次のように考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県では、南北に長い県土に、主な道路・鉄道が横切るように存在し、概ね、これに沿って、生活圏や広域行政などの地域的なまとまりが形成されていると考えられます。 ・このような地勢等と選挙区間の人口の均衡を考慮すると、選挙区割りの考え方として、次の案が考えられます。

【第1案】

新1区 阪奈道路、近鉄奈良線を中心とする地域

新2区 西名阪道・名阪国道、JR大和路線を中心とする地域

新3区 南阪奈道路、近鉄大阪線・南大阪線などを中心とする地域

- ・ もっとも、この案によると、奈良市区域が現行同様、二つの選挙区に分割されたままとなることが想定されることから、このような行政区画の分割を避けるとともに、今後見込まれる人口変動に備え、将来にわたって選挙区間の人口の均衡を保つことができる案として、次の考え方をとることもできます。

【第2案】

新1区 第1案の新1・2区の概ね東側（奈良市全域を含む。）

新2区 第1案の新1・2区の概ね西側

新3区 人口増加傾向の大きい市町村を含めた構成とする。

- ・ 以上の各点を踏まえつつ、お示しの作成方針に沿って、選挙区間の人口の均衡、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的な改定案の作成を行っていただくようお願いいたします。

また、前記の区割りの考え方に従い、選挙区の人口バランスを踏まえ、区割り案の作成を具体的に行う場合、例えば、次のような案も考えられます。

【第1案】 ○付き数字は、現行選挙区を示しています。

新1区 ①奈良市（旧都祁村の区域を除く）、②生駒市

新2区 ②奈良市（旧都祁村の区域）、大和郡山市、天理市、山辺郡、生駒郡、③香芝市、磯城郡、北葛城郡

新3区 ③大和高田市、御所市、葛城市、④橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

【第2案】 ○付き数字は、現行選挙区を示しています。

新1区 ①②奈良市（奈良市全域）、②天理市、山辺郡

新2区 ②大和郡山市、生駒市、生駒郡、③磯城郡、北葛城郡

新3区 ③大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、④橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

（11月24日付け補足意見）

11月15日付け意見の第1案の考え方について、次のとおり補足します。

- ・ 当県の名阪国道沿いの地域においては、平成の市町村合併による行政区画の変更がありましたが、同道路を中心に、天理市以西の平野部とも結びつきをもちながら、生活圈や広域行政などの

	<p>地域的なまとまりが形成されてきた経緯があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村合併後の行政区画の位置・形状、交通とこれに沿う生活圈や広域行政などの地域的なまとまりその他の自然的社会的条件を総合的に考慮すると、当該地域においては「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針」の2. (5)の(ホ)に該当しうるものと考えます。
	<p>③ その他 特に、意見はありません。</p>
熊本県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について</p> <p>② 区割りの改定案の作成について 今回の緊急是正的な措置として、本県選挙区の数、1減ずることとなることは遺憾ではありますが、違憲状態にある一票の較差を是正することを目的とした衆議院選挙制度改革関連法の成立を踏まえたものであり、やむを得ないものと承知します。</p> <p>しかしながら、地方から議席数が減少することは、地方の声が国政に反映されにくくなる恐れがあるほか、現在、国が進めている人口減少社会に歯止めをかける対策や地方創生の流れに逆行する懸念があります。</p> <p>このため、国民が投じる一票の価値に関する議論は、税制度における水平的公平と垂直的公平の概念と同様に、人口比による水平的な平等と、地方の声が十分に反映される垂直的な平等との均衡がとれている必要があります。また、何より民主主義の根幹である選挙制度は、地方を含めた国民に信頼されるものでなければならないと考えます。</p> <p>このような中で、本県の選挙区は、一つの市区町が複数の選挙区に分割された状態となっていることや、行政的、文化的かつ経済的に結びついていた地域の一部が他選挙区へ編入された経緯など、様々な課題を抱えています。</p> <p>こうしたことから、具体の選挙区画定に当たっては、本県における現状を十分に踏まえ、単に人口基準による議論とならないよう、同一市区町内における選挙区の分割の解消、郡市を単位とする歴史的なつながり等を考慮した選挙区の形成など、行政区画、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮した上で、選挙人の混乱を招くことのないよう慎重に検討を尽くされることを求めます。</p>
	<p>③ その他 回答なし</p>
鹿児島県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について 区割り改定案の作成方針については、特に意見はありませんが、次のことを考慮の上、区割りしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村及び郡の区域は、原則として分割しないこと。 選挙区には、飛地を設けないこと。 地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すること。
	<p>② 区割りの改定案の作成について 当県は、広大な県土や数多くの離島を有し、また、鹿児島市が当県総人口の約3分の1を占めている等の事情があるので、具体的な区割りについては、鹿児島市の区域の分割、奄美群島が属する選挙区等に関して様々な意見がある。</p> <p>このことも十分認識の上、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮し、大方の県民の理解が得られるような区割りとしていただきたい。</p>
	<p>③ その他 特になし</p>

Ⅲ. 人口最少県の最少選挙区との較差が2倍以上となる選挙区を有する都道府県

【対象】北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県

道府県	知事意見
北海道	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 改定対象選挙区に「(5) その他特別の事情があると認められる選挙区」を追加していただきたい。 (理由) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年5月に施行された衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律においては、区割りの改定案は較差を2倍未満とすることなどを「基本とする。」と定めていることから、較差以外の要素であっても特別の事情がある選挙区については、改定対象となることを作成方針に明記していただきたい。 ● 2. 改定対象選挙区の区割り基準の(6)選挙区の改定に当たっては、「郡の区域は、分割しないことを原則とする。」とあるのを「郡(北海道にあっては総合振興局、振興局)の区域は分割しないことを原則とする。」としていただきたい。 (理由) <ul style="list-style-type: none"> ・ 179の市町村と広大な面積を有する北海道では、地域における行政を効果的・効率的に執行するため、他の府県と同等の行政区域を所管する14の総合振興局、振興局※(地方自治法上の支庁)を設置している。北海道開拓使を設置以降、振興局(支庁)は地域振興施策の推進、人口減少問題における総合戦略の推進などにおいて当該圏域の中心的な役割を担ってきており、経済的、社会的にもきわめて強固な一体性を有している。 このように、本道における振興局の区域は、「郡」とは異なり、行政、経済、住民活動など様々な場面において、県に匹敵する一つのまとまりとして住民に定着しているものであり、振興局と国政の選挙区とが異なっている状況は、行政運営上、多大な支障を生じている。 ・ 平成22年に、地域事情等を考慮し幌加内町及び幌延町について所管振興局を変更して以来、早急に選挙区の区域についても見直しを行うよう両町及び道などから総務省等に対して要請してきた。 しかしながら、現在に至るまで選挙区の見直しが行われておらず、振興局の区域と国政の選挙区とが異なる状態が続いていることで住民に戸惑いが生じており、選挙時にも候補者がわかりにくい、選挙への関心が持てない、といった弊害が生じている。 なお、平成17年に県境をまたぐ合併を行った団体については、速やかに選挙区の改定が行われたものと承知している。 ・ また、振興局の区域が分割されていることにより、道及び当該市町村選管においても、選挙事務の管理執行上、事務の複雑化に伴う事務量の増加、迅速性の確保のための経費の増加など大きな問題も生じている。 <p>※ 地方自治法第155条第1項の規定により「総合振興局及び振興局の設置に関する条例」を制定し、支庁として総合振興局、振興局を設置している。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について 札幌市にあっては行政区、北海道にあっては総合振興局、振興局の区域を分割しないでいただきたい。</p> <p>③ その他 特段意見はございません。</p>

埼玉県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について</p> <p>区割りの改定案の作成方針については、地元を熟知している関係市町などの意見を踏まえ、市や行政区、地勢、交通、歴史などの地域の実情を考慮した合理的な改定案となる作成方針とするよう御配慮願います。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について</p> <p>区割りの改定案の作成については、地元を熟知している関係市町などの意見を踏まえ、市や行政区、地勢、交通、歴史などの地域の実情を考慮した合理的な改定案となるよう御配慮願います。</p> <p>なお、県内の関係市町などからは、次のとおり意見がありました。</p> <p>第1区のさいたま市、第2区の川口市などからは、区割りの改定案の作成に際しては、地域の実情を踏まえ、市及び行政区の一体性を損なうことがないよう、地勢・交通・歴史的沿革その他自然的社会的条件等を総合的に考慮したうえで、選挙区の区域の異動は必要最低限とすることが望ましいなどの意見がありました。また、川口市などからは、将来行われる32年国勢調査に基づく見直しの際には、今回の緊急是正で選挙区が変更されることとなった地域が、再び選挙区が移動するようなことは避けるよう十分配慮頂きたいなどの意見がありました。</p> <p>第3区の草加市からは、市の区域が分割となることのないよう、第3区と隣接する第13区及び第14区を含めた中での区割りの変更が望ましい、また、越谷市からは、越谷市と草加市という行政区画（市域）単位で分割されることが相当と考えるとの意見がありました。一方で、鉄道沿線の生活圏を崩すような選挙区の再編は不相当であるとの意見もありました。</p> <p>また、市町村合併により既に市の区域が分割されている久喜市などからは、市区町村の区域の分割がなくなることを優先していただきたいなどの意見がありました。</p> <p>その他、一部の政党からは、小選挙区制の廃止など抜本的な制度改正をすべきであるなどの意見がありました。</p> <p>③ その他</p> <p>今回の区割りの改定は、緊急是正的な措置として行われるものであり、平成32年国勢調査に基づく区割り改定に当たっては、市町村の区域の分割がないよう御配慮願います。</p>
千葉県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について</p> <p>緊急是正法の趣旨からすれば、当該作成方針（以下「方針」いう。）は、是認できるものである。</p> <p>なお、今後、平成32年の大規模国勢調査をもとにした「アダムズ方式」による都道府県別定数配分が予定されていることも考慮し、関係各選挙区の区割りに当たっては、変更を必要最低限とするよう、十分配慮されたい。</p> <p>また、本県内の関係市町村長である船橋市長から、以下のとおり意見があったことを申し添える。</p> <p>千葉県第4区は、作成方針の1.（3）の改定対象選挙区に該当し、上限人口を1,947人上回っている。その区割り基準である2.（3）において選挙区の区域の異動は必要最低限とするものとされていることから、この基準を満たす最低限の区域の変更をもって緊急是正による影響を極力少ないものとする必要がある。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について</p> <p>有権者の投票価値の平等化を図る観点から、今回の区割りの見直しをせざるを得ない状況にあるなかで、本職が具体的な意見を申し述べる機会を与えていただき、貴審議会の地域の実情を踏まえようとする御配慮に御礼申し上げます。</p> <p>今回の区割りの改定については、千葉第4区の船橋市の一部を、隣接する選挙区のいずれかに編入することが考えられるが、今回の改定が、平成32年大規模国勢調査に基づく区割り改定ま</p>

	<p>での緊急是正的な措置であることから、改定する選挙区は必要最小限とするとともに、市の区域の分割も必要最小限とすることが望ましい。</p> <p>このため、千葉第4区の船橋市の一部を、既に船橋市が選挙区の一部となっている千葉第13区に編入することが適当と考える。</p> <p>なお、具体的な区域の変更については、下記船橋市長の意見に十分に配慮のうえ、貴審議会における総合的な検討と判断により合理的な案を作成されるようお願いしたい。</p> <p>船橋市長の意見</p> <p>区割り基準である2.(4)において、選挙区は飛地にしないものとする、と示されている中、現状千葉県第13区の中に飛地状態で千葉県第4区が存在している箇所がある。</p> <p>選挙区の一体性を極力確保するため、歴史的沿革、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮し、分割される区域においても編入される区域で一体性が保たれることが望ましい。</p> <p>当該地域を改定対象とすることは、人口を2倍未満とするための必要最小限の変更であり、かつ現状の飛地状態も解消できるため、区割り基準に最も適合する合理的かつ整合性のとれた改定であると考えている。</p> <p>③ その他</p> <p>一の市区町村の区域が二の衆議院小選挙区に分割されることは、地域の一体性や有権者の利便性、選挙の管理執行上の合理性等の観点から、真にやむを得ない場合に限られるべきであると考えている。</p> <p>また、市町村の合併により生じた分割についても、新市町村の区域の一体性の醸成や合併効果の発揮の観点から、極力早期に解消するべきであると考えている。</p> <p>よって、平成32年大規模国勢調査実施後に行われる選挙区の改定に当たっては、一の市区町村の区域の分割を極力生じさせないようにするとともに、既存の分割が可能な限り解消されるようお願いしたい。</p> <p>また、今次の改定後に行われる選挙区の改定案の作成についても、人口動態等を考慮のうえ、選挙区の区域の安定性に十分配慮されたい。</p> <p>なお、船橋市長から、以下のとおり意見があったことを申し添える。</p> <p>今次の改定が、平成32年大規模国勢調査に基づく区割り改定までの緊急是正的な措置として行われることから、今後の抜本的な区割り改定に際しては、質問事項1, 2の本職の意見を踏まえ、選挙区の安定性を十分に考慮されることが望ましい。</p>
東京都	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について</p> <p>○平成32年見込人口のみが2倍を超える選挙区の特例について</p> <p>東京都は、現存する25選挙区中、半数を超える13選挙区が「改定が見込まれる選挙区」とされており、合わせて改定を受けることとなる隣接選挙区も含めると、今回の改定によりほとんどの選挙区が影響を受ける。</p> <p>また、平成32年の国勢調査人口に基づきアダムズ方式により行われる各都道府県への選挙区数の配分では、再度、大幅な選挙区の改定が行われることとなる。</p> <p>選挙区の大幅改定は、新たな分割区の設置や分割区域の変更も多数見込まれることから、該当する有権者にとっては、投票先の立候補者が変わるなどの混乱を招くとともに政治離れにも繋がる恐れがある。また、区市町村にとっては、期日前投票所での受付や選挙公報の配布を始めとする選挙運営のミスを防止するための体制整備などの負担が増大する。</p> <p>そのため、東京都において改定が見込まれるとされている13選挙区のうち、平成32年の見込人口のみが2倍を超えている5選挙区については、用いられる数値が確定値の人口ではなく、法</p>

	<p>律上も「基本とする」とされていることから、平成 32 年国勢調査に基づく都道府県への選挙区配分時に併せて改定を行うこととし、今回の改定は、平成 27 年国勢調査人口確定値において 2 倍を超えている 8 選挙区について行われるよう作成方針を定められたい。</p> <p>※平成 32 年見込人口のみが 2 倍を超える選挙区 第 2 区、第 7 区、第 8 区、第 11 区、第 16 区</p> <p>② 区割りの改定案の作成について ○複数の区市町村により構成される選挙区の改定について 複数数の区市町村により構成される選挙区の改定は、平成 25 年の作成方針の原則にならない区市町村自体の分割は行わず、可能な限り構成区市町村を組み替えることによる選挙区の改定を行うべきである。特に市町村においては、分割された選挙区の運営も合わせて行なう体制の確保が困難なことから分割は避けるべきである。</p> <p>○現在分割区である区と分割区域を編入し選挙区を構成する区との関係の維持 現在、分割区となっている区について、引き続き一部区域を隣接する選挙区に編入する必要がある場合は、これまで安定的に選挙が運営されてきた経緯からも、可能な限り現在の組み合わせが維持されるよう調整すべきである。</p> <p>○区市町村の区域を 3 分割しないことについて 1 つの区市町村の区域を 3 分割することは、有権者への周知の困難さに加え、投票所入場券及び選挙公報の区分配布、開票所の 3 カ所設置の必要性など、結果として選挙の運営に支障をきたす可能性が高いことから行なうべきではない。</p> <p>○選挙区の境界変更及び区市町村を分割する場合の当該区市町村の意見の尊重 選挙区の境界変更及び分割を検討するに当たっては、当該区市町村の地域事情に十分配慮し、投票区や出張所管内、幹線道路、鉄道、河川など、区市町村の意見を反映した策定を行うべきである。また、新たな区割り案が作成された段階においても、関係区市町村に対し早期に改定案を提示し、併せてヒアリングなどを行うべきである。</p>
神奈川県	<p>③ その他 ○十分な周知期間の確保について 選挙区の区域が変更される区市町村は、選挙関連システムの設定変更が必要となり、同時に住民への十分な周知も求められることから、公布から施行までの期間を十分に確保すべきである。</p> <p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について 改定対象区の区割り基準においては、行政区域の一体性を確保するため、「市（指定都市にあつては行政区）区町村の区域は分割しないことを原則とする」（2.（5））ことを尊重し、現に生じている分割区の解消に配慮していただきたい。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について (1) 神奈川県第 7 区 神奈川県第 7 区は、第 3 区（横浜市鶴見区、神奈川区）、第 8 区（横浜市緑区、青葉区）、第 10 区（川崎市川崎区、幸区、中原区）、第 18 区（川崎市中原区、高津区、宮前区）が隣接し、各選挙区の平成 32 年見込人口は、526,088 人、491,462 人、562,476 人、549,198 人であり、このうち第 10 区は平成 32 年見込人口の上限人口である 555,137 人を超え、第 3 区及び第 18 区も上限人口に迫っています。</p> <p>そこで、第 7 区の都筑区の区域の一部を分割して、人口が他の隣接選挙区よりも人口が少なく、横浜市の行政区で構成されている第 8 区に編入することが考えられますが、指定都市の基本的な行政サービスの単位と認識されている行政区が分割されてしまいます。</p>

一方で、横浜市都筑区と緑区を区域ごとに入れ替えると、両選挙区とも平成32年見込人口の上限人口を下回ってきます。横浜市港北区、緑区、青葉区及び都筑区の4区はかつて1つの区でした。また、横浜市港北区と緑区は、平成6年に衆議院議員選挙に小選挙区制度が導入された際には都筑区とともに第7区を構成していた歴史があります。さらに、横浜市港北区と緑区はJR横浜線で、青葉区と都筑区は横浜市営地下鉄ブルーラインで結ばれるなど、それぞれ地域的に強いつながりがあります。

以上のことから、選挙区改定後の人口の均衡にも配慮しつつ、市及び行政区の一体性の確保、市民の受け止め方や選挙の効率的かつ適正な執行を考慮し、第7区の横浜市都筑区を第8区に編入し、他方で第8区の横浜市緑区を第7区に編入し、第7区を横浜市港北区及び緑区とし、第8区を横浜市青葉区及び都筑区とすることが、平成32年大規模国勢調査に基づく区割り改定までの緊急是正的な措置として、最も混乱が少ないものと考えます。

(2) 神奈川県第10区

神奈川県第10区は、第3区（横浜市鶴見区、神奈川区）、第7区（横浜市港北区、都筑区）、第18区（川崎市中原区、高津区、宮前区）が隣接し、各選挙区の平成32年見込人口は、526,088人、573,346人、549,198人であり、このうち第7区は平成32年見込人口の上限人口である555,137人を超え、残る第3区及び第18区については、第18区のみが川崎市の行政区で構成されています。

さらに第10区については、前回、平成22年国勢調査の結果に基づき行われた選挙区の改定の結果、川崎市中原区の一部の区域を分割し第18区に編入している状況です。

以上のことから、市の一体性の確保、市民の受け止め方や選挙の効率的かつ適正な執行を考慮し、第10区については、現在分割し第18区に編入している川崎市中原区の一部区域に加え、同区の一部区域を追加で分割したうえで同じ第18区に編入することが、最も混乱が少ないものと考えます。

また、第10区の一部区域を第18区に編入することにより、第18区の人口が平成32年見込人口による上限人口を超えることから、第18区の一部区域を分割したうえで、隣接する第8区（横浜市緑区、青葉区）又は第9区（川崎市多摩区、麻生区）のいずれかに編入することが考えられますが、第8区及び第9区の平成32年見込人口を比較すると第9区の人口が少ないこと、また第9区のみが川崎市の行政区で構成されていることから、第18区の一部区域を分割し第9区へ編入することが、前述の市の一体性の確保等の理由により、平成32年大規模国勢調査に基づく区割り改定までの緊急是正的な措置として、最も混乱が少ないものと考えます。

(3) 神奈川県第13区

神奈川県第13区は、第5区（横浜市戸塚区、泉区、瀬谷区）、第12区（藤沢市、寒川町）、第14区（相模原市緑区、中央区、南区）、第16区（相模原市緑区、南区、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村）が隣接し、各選挙区の平成32年見込人口は、543,877人、481,645人、555,696人、519,252人であり、このうち第14区は平成32年見込人口の上限人口である555,137人を超え、第5区及び第16区も、上限人口に迫っています。そこで、第13区の一部を隣接選挙区のうち最も人口が少ない第12区に編入することで分割基準を満たしていくことが考えられます。

第13区は、米軍基地への対応について強く連携するなど相互の結びつきが強い地域ですが、綾瀬市には第12区に属する藤沢市内の鉄道駅を利用する地域があつて、藤沢市と一定の社会的なつながりが認められます。

しかし、綾瀬市を全て第12区に編入すると、第12区の平成32年見込人口が上限人口を上回ることとなります。一方、第12区に属する寒川町は、南北に流れる相模川沿いに位置し、

	<p>鉄道等の交通事情も同町の南北に位置する海老名市（第13区）及び茅ヶ崎市（第15区）が主な生活圏になっています。</p> <p>以上のことから、選挙区改定後の人口の均衡にも配慮しつつ、関係する市町の一体性の確保や選挙の効率的かつ適正な執行を考慮し、第13区から綾瀬市を第12区に編入し、第12区から寒川町を第13区に編入することが、平成32年大規模国勢調査に基づく区割り改定までの緊急是正的な措置として、最も混乱が少ないものと考えます。</p> <p>(4) 神奈川県第14区</p> <p>神奈川県第14区は、第13区（大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）及び第16区（相模原市緑区、南区、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村）が隣接し、両選挙区の平成32年見込人口は、571,088人、519,252人であり、このうち第13区は平成32年見込人口の上限人口である555,137人を超えていることから、第14区の一部を第16区に編入することが考えられます。</p> <p>また、第14区と第16区との間では、相模原市緑区及び南区が分割区となっていますので、両行政区の一体性の確保や選挙の効率的かつ適正な執行の観点から分割区の解消を図る方向で、第14区の一部を第16区に編入することが、混乱が少ないものと考えます。</p> <p>ただし、第16区に属する両区の全て又はいずれかの区全てを第16区に編入すると、第16区が平成32年見込人口の上限人口を超えてしまうことから、いずれかの区の一部を第16区に編入するか、第14区に属する相模原市緑区の区域を第16区に編入し、あわせて第16区に属する相模原市南区の区域を第14区に編入することが考えられます（第14区に属する相模原市南区の区域を第16区に編入し、第16区に属する相模原市緑区の区域を第14区に編入すると、第14区の平成32年見込人口が上限人口を超えることとなります）。このうち、いずれかの区の一部を第16区に編入することは分割区の解消にはなりません。</p> <p>以上のことから、選挙区改定後の人口の均衡にも配慮しつつ、行政区の一体性の確保や選挙の効率的かつ適正な執行を考慮し、平成32年大規模国勢調査に基づく区割り改定までの緊急是正的な措置として、第14区の相模原市緑区の区域を第16区に編入し、あわせて第16区の相模原市南区の区域を第14区に編入することが、最も混乱が少なく、かつ分割区の解消につながるものと考えます。</p>
	<p>③ その他</p> <p>今次の区割り改定案作成方針の基礎とされる平成25年2月26日策定の緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針において、選挙区の改定に当たっては、市区町村の区域は分割しないことを原則としていることから、行政区の区域が分割されることが常態化することは、望ましいことではないと考えています。</p> <p>したがって、次回、平成32年国勢調査の結果に基づいて行われる選挙区の区割り改定案の作成に向けては、こうした状況が併せて解消されるよう強く要望します。</p>
<p>愛知県</p>	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について</p> <p>妥当であり、特段の意見なし。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について</p> <p>平成32年の大規模国勢調査を踏まえた選挙区割り改定に際しては、アダムズ方式の採用等も踏まえれば、本県においては、大幅な選挙区改定が想定される場所である。</p> <p>従って、今回の改定に当たっては、隣接する選挙区以外に影響を与えるような大幅な異動を避け、必要最小限の改定とされるよう要望したい。</p>
	<p>③ その他</p> <p>意見なし。</p>

大阪府	① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について 意見なし
	② 区割りの改定案の作成について 意見なし
	③ その他 意見なし
兵庫県	① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について <p>今次の改定が、平成32年大規模国勢調査に基づき、都道府県の定数配分の見直しを含めた区割り改定が行われるまでの緊急是正的な措置として実施されることを踏まえると、必要最小限の改定にとどめるべきである。</p> <p>したがって、今回の改定は、人口基準に適合しない選挙区（兵庫第6区及び第7区）にとどめるべきである。</p>
	② 区割りの改定案の作成について <p>今次の改定が、過去三度の最高裁判決において違憲状態とされた選挙区間の人口較差の是正を図るため、平成32年大規模国勢調査に基づく区割り改定までの緊急是正的な措置として実施されることから、県全体の区割りの見直しにつながる改定は、波及が大きく適当でない。</p> <p>また、市区町村を分割しないことを原則としつつ、法に定める行政区画、地勢、交通等の事情のほか、歴史的な沿革や生活圏等も勘案していただき、有権者ができる限り混乱しない変更となるよう、配慮していただきたい。</p> <p>なお、兵庫第6区及び第7区の全ての構成市からは、市域を分割する改定に反対する意見があった。</p>
	③ その他 <p>この度の改定により、従来の選挙区から変更されることになる有権者にとっては、心理的な抵抗感が生じることも予想されることから、国におかれては、今回の区割り改定について、有権者に対する丁寧な周知を図られたい。</p> <p>また、これに伴い、開票区の増設や投票区等の見直しなど、投開票事務の増加が見込まれることから、円滑に管理執行が行えるよう、国において適切な財政措置を講じられたい。</p>
福岡県	① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について 妥当と考える。
	② 区割りの改定案の作成について <p>市区町村の区域の一部を他の選挙区に移すことについては、市区町村内で国政に対する地域の代表を選ぶ区域が分断され、市区町村の一体感が損なわれたり、当該区域の声が国政に届きにくくなるなどの問題が考えられ、本来は望ましくないものであると考える。</p> <p>本県第2区に係る改定については、このような事態が3以上の選挙区において発生するため、できるだけ影響の少ないやり方で行われるよう要望する。</p> <p>また、改定における具体の区割りに当たっては、関係地方公共団体の意見を聴き、地域の一体性を極力確保するため、生活圏、地勢、住民感情等を総合的に考慮して、できるだけ無理のないものとなるよう要望する。</p>
	③ その他 特になし。

IV. 人口最少県の最少選挙区未満となる選挙区を有する県（Ⅰ及びⅡに掲げる県を除く。）

【対象】宮城県、福島県、愛媛県、長崎県

都県	知事意見
宮城県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について 意見無し。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について 本県は、甚大な被害を受けた東日本大震災からの復興の途上にあるため、区割りの改定案の作成に当たっては、特段の配慮をお願いしたい。</p> <p>(1) 宮城第5区について 今回の改定は、平成32年大規模国勢調査に基づく区割り改定までの緊急是正的な措置として実施されるものであることから、多くの市区町村に影響が及ばないように、大幅な異動が生じないことが望まれる。 なお、平成27年国勢調査における宮城第5区の日本国民の人口は、平成22年国勢調査に比して約8.0%減少しているが、東日本大震災により亡くなられた方や住居が被災したことにより移転された方等も含んだものであることを申し添える。</p> <p>(2) 宮城第1区について 平成27年国勢調査における宮城第1区の日本国民の人口は、平成22年国勢調査に比して約4.7%増加しているが、東日本大震災による被災地からの移転や一時避難等の被災者の異動を含んだものであり、この間の当該地区の人口増の特殊性について十分考慮すべきである。 平成27年国勢調査人口に着目した基準の規定内容に対し、平成32年見込人口に着目した基準が「基本とする」との規定に留めている趣旨も踏まえた判断がなされるべきであると考えます。</p> <p>③ その他 意見無し。</p>
福島県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について 前回の区割り改定案の作成方針に基づいた場合に選挙区の異動が想定される町村（以下「関係町村」という。）からの意見は別紙のとおりであり、地域の歴史的沿革や地勢状況、経済圏域や生活圏域などの地域としての一体性を最大限に考慮するよう求める。</p> <p>(関係町村の意見)</p> <p>【鏡石町】 選挙区の区割りは、1票の格差の点については、合区や区割り変更の考え方も理解できるが、国会議員が日本国のために活動するための多くのヒントは、日本全国各地の風土や文化などにも多く隠されていると考える。このような観点から、各地域に均等な選挙区配分と1票の格差にとらわれない選挙制度の確立を要望する。</p> <p>【天栄村】 区割りの改定にあたっては、地勢、交通その他の社会的条件を総合的に勘案し、合理的かつ整合性がとれたものとなる必要があることから、下限人口を確保するための安易な改定ではなく、地域住民の理解が得られる改定を行っていただきたい。</p> <p>【西郷村】 平成25年2月26日付け衆議院議員選挙区画定審議会の「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針」を参考に今回作成方針を定めるとのことであるが、地域の実態に合わないこ</p>

とは明らかで、単に人口のみを基準として切り貼りを行う区割り変更の方針を定めることには反対である。

現在、前参議院議員選挙をめぐって、各高裁において訴訟が行われているが違憲状態の判断が多くを占めている。中国、四国での県の合区もそうであるが、人口のみを判断基準とし選挙を繰り返せば、地方における議員数の減少は避けられず、地方の声がますます届かなくなることは明白である。近年消滅自治体が象徴的な言葉となっているが、地方と大都市圏の格差は多方面にわたっており、選挙での一票の格差以上に地方は厳しい現実に晒されている。国会には国土全体を俯瞰しての政策決定があるはずで、各議員も国を前提に賛否を行っていると思うが、一方においては、議員必携にもあるとおり地元の要望を国会に上げる代表者としての側面を持っている。地方選出の議員は地元の経済、文化、歴史、風土等を身をもって認識した上で国会に送り出されており、付け焼刃ではできない地元の民意を反映するものとも理解している。人口のみをもって議員を配分すれば各政策においても地方は冷遇の憂き目にあい、過疎自治体の消滅を加速する。投票率においては概ね地方は高く大都市圏は低いのが実態であり、当然それも考慮し高裁の判決が下されていると思うが、地域の基礎的議員の配分は必要であり、人口で区割りを決める方針には反対である。

② 区割りの改定案の作成について

本県は、地勢的に奥羽山脈が南北に走ることで、中通り、会津地方に分かれ、それぞれの気候風土、伝統文化、経済圏や生活圏が全く異なるという特性を持っている。

関係町村からの意見は別紙のとおりであり、中通りの中部及び南部の地域と一体性がある中で、生活圏等が全く異なる会津地方を区域とする第4区へ選挙区が異動することについて、住民の理解が得られないとして、強く反対している。

については、区割り改定案の作成にあたっては、地域の特性を十分に考慮のうえ、慎重に審議されるよう求める。

(関係町村の意見)

【鏡石町】

前回の作成方針に基づき、本町を含めた岩瀬郡の第3区から第4区への選挙区編入については次のとおり反対する。

- 福島県内における浜通り、中通り、会津地方は、福島県という土台の上でそれぞれ独自の価値観と文化を持っている。特に浜通り、中通りの2地方と会津地方における違いは非常に大きい。逆に言えば、会津地方の風土を含めた価値観や文化というものは独特であり、2地方と大きく一線を画している。
- また、地理的には、本町を含めた岩瀬郡が位置する中通り中部地区と会津地方は、奥羽山脈によって隔てられており、その交流は、古くから数少ない街道による細々したものであった。このことから、人口だけで区割り変更を考えることは、初期段階では理解できるものの、選挙区の選定といった地域性の非常に高い事項においては、人口だけで選定するには、本案件では非常に無理がある。
- さらには、本町を含む岩瀬郡について、大きな地域ではなく個別の交流があるのであれば傾聴の余地もあるだろうが、特に本町においては会津地方との交流は皆無である。
- このような経緯から第4区への編入は、本町を含めた岩瀬郡内の選挙人への説明がつかず、選挙人からの大きな反対が高い確率で予想される。さらに、その後の選挙での投票率の大幅な低下は、どのような選挙啓発活動を展開しても避けることはできないと予想される。

【天栄村】

現在の第4区の区域は、会津地方の市町村で構成されている区域であり、今回の改定案の作成方針で示されている、地勢、交通その他自然的社会的条件を総合的に考慮し編入するとした

	<p>方針に基づいても、岩瀬郡の主な生活圏は中通りであることから、今回の第4区への編入について、地域住民の理解は得られないものである。</p> <p>【西郷村】</p> <p>選挙区の変更対象となる自治体に意見を求めるのであれば「区割りの改定案について」の意見を求めるべきであって「区割りの改定案の作成について」の意見を求められても回答することはない。あえて区割り変更の対象地域となっていることについて意見を述べさせてもらえば、福島県は現在5つの選挙区となっているが地勢、経済、文化、気候等では3つの地域に大別される。本村はその中通り地方に位置し、西白河郡に属する。今回本村は会津地方の第4区と編入すると言われても地形的には1500mを越える那須山系で隔たり、甲子トンネルが開通したとはいえ移動には車で1時間を要する。経済圏でも会津若松市を中心とする第4区の会津地方と異なり市街地を共有する白河市を中心としてきた。文化、風土、気候にも同様の差がある。境界を接するだけで本村のみを第3区から第4区に移すことは実態に合わない。ましてや西白河郡4町村、また県南という単位を1村だけ外れることは国会陳情、要請、要望等の活動をもにしてきた中で不合理を生む。従来選出してきた議員の顔ぶれが変わり全く知らない候補者に1票を投じなければならぬ選挙人が戸惑う状況となり、立候補者にとっても大きな負担となる。ましてや次期32年国勢調査によって区割りを策定するまでの暫定措置であるならば無用の変更と言わざるを得ない。さらには区割りの境界線に位置する自治体が今後常に変更対象に上げられることは1票の格差以上の問題がある。</p>
	<p>③ その他</p> <p>(1) 福島県の特殊事情について</p> <p>本県は、東日本大震災に加え、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故の影響により、現在でも約8万6千人もの県民が県内外に避難している。</p> <p>今後の避難指示の解除等により、本県の人口は、しばらくの間は不安定かつ流動的な状況にある。</p> <p>人口の算定や区割りの改定にあたっては、本県の特殊事情について十分に考慮する必要がある。</p> <p>(2) 選挙制度について</p> <p>人口基準によって議員数や区割りを決める現在の制度においては、地方選出の議員数の減少が避けられないことから、地方の声を国政に反映させることを考慮する必要がある。</p>
愛媛県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について</p> <p>今次改定が平成32年大規模国勢調査に基づく区割り改定までの緊急是正的な措置であることから、今次改定の作成方針は、平成25年2月26日付け「緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針」に準じるものとせざるを得ない。</p> <p>② 区割りの改定案の作成について</p> <p>県内市町の区域は、区割り基準を満たすため他に方法がない場合を除き、分割しないこととされたい。</p> <p>また、具体の選挙区画定に当たっては、地域の一体性などの観点から地元自治体に根強い懸念があり、地域の実情を踏まえ、地勢、交通、生活圏その他の自然的社会的条件を総合的に考慮して、慎重の上にも慎重に検討されたい。</p> <p>③ その他</p> <p>本県では、現状において、選挙区が生活・経済圏を分断し、かつ、同一市の区域を分割しており、地域の実情と合致した選挙区が設定できる制度となることを望む声は根強い。</p> <p>こうした中、平成32年大規模国勢調査に基づく区割り改定時において、本県では定数1減になることが見込まれており、国勢調査のたびに、一票の較差是正を行うことで、地方の実情と合致しない選挙区の区域変更が繰り返されることは、望ましいことではない。</p>

	<p>衆議院議員の選挙制度については、定数削減を早急に検討するとともに、現行制度に対する様々な指摘を踏まえ、選挙制度の在り方について抜本的な見直しを検討することが必要と考える。</p>
長崎県	<p>① 緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針について</p> <p>② 区割りの改定案の作成について</p> <p>本県は全国一の離島県であり、本土においては、半島地域も多数抱えるなど複雑な県土構造を有しています。特に、長崎3区は離島が大きな構成要素となっている極めて特殊な選挙区です。</p> <p>このような複雑な県土構造を持つ本県における区割り改定に当たって、「選挙区は、飛地にしないものとする。」「基準に適合させるために必要最小限とする」という両方の基準を満たす区割りは大変困難であります。</p> <p>前回の区割り改定により佐世保市の一部が4区から3区に分断され、住民の混乱が懸念されておりましたが、実際に分断された地区において、分断後初めて行われた平成26年の衆議院議員選挙における投票率の低下や無効票の増加という傾向が見受けられました。</p> <p>今回の意見具申に当たっても、一般有権者はもとより、国会議員、政党、県議会の各党派、関係市長から意見を求めましたが、平成32年大規模国勢調査に基づく抜本的な見直しを前にした今回の区割り改定は、住民の大きな混乱が懸念されるどころであり、見込人口で区割り改定を決定すべきではないとの意見もあったところです。</p> <p>今回の緊急是正的な措置としての区割り改定は、県民感情を考えると大きな課題を抱えていると考えます。</p> <p>本県の3区及び4区が今回の区割りの見直し対象となったのは、平成32年見込人口が下限人口を下回る見込であるためと承知しておりますが、その較差は0.995倍及び0.987倍といずれも極めてわずかなものであります。なお、平成27年の確定値による国勢調査人口はいずれの小選挙区も下限人口を上回っております。</p> <p>次回、平成32年大規模国勢調査に基づく区割り改定時には、本県の定数が減ぜられる可能性が高いことを考えると、再び大幅な区割り改定がなされることによって、さらに住民に大きな混乱が生じると考えられます。</p> <p>よって、本職といたしましては、上記の本県の状況を斟酌していただき、緊急避難的措置として、今回の区割り改定を見送っていただきたいと考えます。</p> <p>③ その他</p> <p>貴審議会におかれましては、様々なご意見がある中で、法律で求められている人口に選挙区を調整しなければならないお立場であることは重々承知いたしておりますが、現在、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを目指して、魅力あふれる地方を創生することに各地方自治体が全力で取り組んでいるところであり、区割り改定案の作成に当たっては、地方の実情や意見も十分斟酌していただきますよう、また、区割り改定の対象とされる関係市町へも十分な発言の機会を与えていただきますよう、改めて格別のご配慮をお願いいたします。</p>